

# 即時定期年金保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 27 年 10 月 2 日改正)

## 目次

<u>第 1 章 年金の支払</u>	
第 1 条 年金の支払	69
第 2 条 年金の支払方法	69
<u>第 2 章 責任開始</u>	
第 3 条 責任開始の時	69
第 4 条 保険証券	70
<u>第 3 章 契約の解除</u>	
第 5 条 重大事由による契約の解除	70
第 6 条 加入限度額超過による契約の解除	71
<u>第 4 章 契約の取消しおよび無効</u>	
第 7 条 詐欺による取消し	71
第 8 条 不法取得目的による無効	71
<u>第 5 章 保険契約者等の代表者</u>	
第 9 条 保険契約者等の代表者	71
<u>第 6 章 契約関係者の変更</u>	
第 10 条 年金受取人による保険契約者の地位の承継	71
第 11 条 住所等の変更	72
<u>第 7 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い</u>	
第 12 条 加入年齢の計算	72
第 13 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	72
<u>第 8 章 解約</u>	
第 14 条 保険契約者による解約	72
<u>第 9 章 返戻金の支払</u>	
第 15 条 返戻金の支払	72
<u>第 10 章 契約者貸付</u>	
第 16 条 契約者貸付	73
<u>第 11 章 契約者配当</u>	
第 17 条 契約者配当金の割当て	73
第 18 条 契約者配当金の支払	73
<u>第 12 章 譲渡禁止</u>	
第 19 条 譲渡禁止	74
<u>第 13 章 年金等を支払う際に貸付金等がある場合の取扱い</u>	
第 20 条 年金等を支払う際に貸付金等がある場合の取扱い	74
<u>第 14 章 年金等の請求および支払時期等</u>	
第 21 条 年金等の請求および支払時期等	74
第 22 条 消滅時効の援用	75
<u>第 15 章 特則</u>	
第 23 条 一時払保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則	75
別表 必要書類	

## 第1章 年金の支払

### 第1条（年金の支払）

この基本契約の年金の支払については、次のとおりとします。

支払事由	支払額	受取人
年金支払事由発生日 <sup>[1]</sup> に被保険者が生存しているとき	基本年金額 <sup>[4]</sup>	年金受取人 <sup>[5]</sup>
年金支払期間 <sup>[2]</sup> 内に到来する年ごとの年金支払事由発生日 <sup>[3]</sup> に被保険者が生存しているとき		

### 第2条（年金の支払方法）

- (1) 会社は、各年金支払年度<sup>[1]</sup>に支払うべき年金額を6回に分割し、年金支払事由発生日<sup>[2]</sup>または年ごとの年金支払事由発生日<sup>[3]</sup>の2か月ごとの応当日<sup>[4]</sup>に、その1回分を支払います。この場合において、1回分の支払金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は各年金支払年度<sup>[1]</sup>の最初に支払うべき金額に合算して支払います。
- (2) 本条(1)の場合において、年金支払期間<sup>[5]</sup>中に被保険者が死亡した場合または基本契約が解約された場合であって、被保険者の死亡した日または基本契約の解約の通知の日を含む年金支払年度<sup>[1]</sup>に支払うべき年金に未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

### 備考（第1条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、基本契約の契約日をいいます。
- [2] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。
- [3] 「年ごとの年金支払事由発生日」とは、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額をいいます。
- [5] 年金受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。

### 備考（第2条）

- [1] 「年金支払年度」とは、年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生日の前日に終わる期間をいいます。
- [2] 「年金支払事由発生日」とは、基本契約の契約日をいいます。
- [3] 「年ごとの年金支払事由発生日」とは、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4] 年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生日を含む月の2か月ごとの月にその応当日がない場合は、その月の末日とします。
- [5] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。

## 第2章 責任開始

### 第3条（責任開始の時）

- (1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時

② 会社が、一時払保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時
--	------------------

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とします。
- (3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

#### 第4条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者の氏名または名称
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 年金受取人の氏名
- ⑤ 支払事由
- ⑥ 年金額
- ⑦ 年金支払期間
- ⑧ 年金支払開始年齢
- ⑨ 年金支払事由発生日
- ⑩ 保険料およびその払込方法
- ⑪ 契約日
- ⑫ 保険証券を作成した年月日

### 第3章 契約の解除

#### 第5条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- ① この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為<sup>[1]</sup>があった場合
  - ② 保険契約者、被保険者または年金受取人が、次のいずれかに該当する場合
    - ア. 反社会的勢力<sup>[2]</sup>に該当すると認められること
    - イ. 反社会的勢力<sup>[2]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ウ. 反社会的勢力<sup>[2]</sup>を不当に利用していると認められること
    - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力<sup>[2]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - オ. その他反社会的勢力<sup>[2]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - ③ この基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その年金を支払いません。
  - ② すでにその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- (3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明である

#### 備考（第5条）

- [1] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [2] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

とき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 第6条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、基本契約の基本年金額<sup>[1]</sup>が、加入限度額<sup>[2]</sup>を超える場合<sup>[3]</sup>には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考（第6条）

- [1] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額をいいます。
- [2] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [3] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

### 第4章 契約の取消しおよび無効

#### 第7条（詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または年金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

#### 第8条（不法取得目的による無効）

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結を行ったときは、その基本契約は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

### 第5章 保険契約者等の代表者

#### 第9条（保険契約者等の代表者）

- (1) 基本契約について保険契約者または年金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または年金受取人を代理するものとします。
- (2) 保険契約者または年金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者または年金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または年金受取人に対しても、その効力を有します。
- (4) 基本契約について保険契約者が2人以上いるときは、その基本契約に関する貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

#### 備考（第9条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第6章 契約関係者の変更

#### 第10条（年金受取人による保険契約者の地位の承継）

年金受取人は、年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>において、保険契約者の基本契約に

#### 備考（第10条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、基本

よる権利義務を承継するものとします。

契約の契約日をいいます。

## 第11条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者、被保険者または年金受取人が住所または氏名を変更したときは、会社<sup>[1]</sup>に届け出てください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者または年金受取人の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者または年金受取人に到達したものとみなします。

## 備考（第11条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第7章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第12条（加入年齢の計算）

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

## 備考（第12条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

### 第13条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものととして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として基本年金額<sup>[2]</sup>を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

## 備考（第13条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額をいいます。

## 第8章 解約

### 第14条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2] [3]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2] [3]</sup>に解約の通知があったときはその時に効力を生じます。

## 備考（第14条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「月ごとの契約応当日」には、年金支払期間の満了する日を含みます。

## 第9章 返戻金の支払

### 第15条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

## 備考（第15条）

- [1] 「年金支払年度」とは、年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由

- ① 基本契約の解除
  - ② 第 14 条（保険契約者による解約）の解約の通知
  - ③ 被保険者の死亡
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、本条(1)③の場合の返戻金の額は、この基本契約について払い込まれた一時払保険料に相当する額から、その死亡の日を含む年金支払年度<sup>[1]</sup>までに支払うべき年金額に相当する額を差し引いた残額とします。

発生当日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生当日の前日に終わる期間をいいます。

## 第 10 章 契約者貸付

### 第 16 条（契約者貸付）

- (1) 保険契約者は、解約返戻金額<sup>[1]</sup>のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることができません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の貸付けを受けようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (3) 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日の翌日から弁済の日まで発生します。
- (4) 保険契約者は、貸付期間<sup>[3]</sup>内に、会社の定める方法により、利息とともに貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間<sup>[3]</sup>の満了前に基本契約が消滅したときは、その貸付けは弁済期限が到来したものとします。
- (5) 保険契約者が貸付金を弁済しないで更に貸付けを請求する場合においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときに弁済があったものとして、新たな貸付金額から前貸付金額を差し引きます。<sup>[4]</sup>この場合において、貸付金を支払った場合で貸付けの請求の日と支払を受けた日が異なる日であるときは、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に対する利息は支払う必要がありません。

### 備考（第 16 条）

- [1] 「解約返戻金額」とは、基本契約を解約した場合にその基本契約の経過した年月数により算出した第 15 条（返戻金の支払）(2)に定める返戻金の額をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「貸付期間」は、貸付けを受けた日の翌日からその日を含めて 1 年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [4] 保険契約者が新たな貸付金の一部をもって前貸付金に対する利息の弁済に充てるときは、利息を提出する必要はありません。

## 第 11 章 契約者配当

### 第 17 条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

### 第 18 条（契約者配当金の支払）

- (1) 第 17 条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、年金支払期間<sup>[1]</sup>内に到来する年ごとの年金支払事由発生当日<sup>[2]</sup>に効力を有する基本契約<sup>[3]</sup>に限り、その年ごとの年金支払事由発生当日<sup>[2]</sup>から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第 17 条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金<sup>[4]</sup>は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金<sup>[5]</sup>を支払います。
  - ① 被保険者の死亡

### 備考（第 18 条）

- [1] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。
- [2] 「年ごとの年金支払事由発生当日」とは、年金支払事由発生日の 1 年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の 1 年ごとの応当月の末日とします。
- [3] 年ごとの契約応当日に基本契約の解除または第 14 条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約

- ② 基本契約の解除
  - ③ 第14条（保険契約者による解約）の解約の通知
  - ④ 年金支払期間<sup>[1]</sup>の満了
- (4) 第17条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

を除きます。

- [4] その事業年度末または翌事業年度中に年金支払期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)④に該当したことにより支払うものを除きます。
- [5] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。

## 第12章 譲渡禁止

### 第19条（譲渡禁止）

保険契約者または年金受取人は、年金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第13章 年金等を支払う際に貸付金等がある場合の取扱い

### 第20条（年金等を支払う際に貸付金等がある場合の取扱い）

年金等<sup>[1]</sup>を支払う場合において、その基本契約に関し貸付金等<sup>[2]</sup>があるときは、その支払金額から差し引きます。

#### 備考（第20条）

- [1] 「年金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 年金
  - (2) 返戻金
  - (3) 契約者配当金
- [2] 「貸付金等」とは、次のものをいいます。
- (1) すでに弁済期限が到来している貸付金
  - (2) その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第14章 年金等の請求および支払時期等

### 第21条（年金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者が被保険者の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2) 保険契約者または年金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表）を会社<sup>[1]</sup>に提出して年金等<sup>[2]</sup>を請求してください。
- (3) 本条(2)にかかわらず、第1年金支払年度<sup>[3]</sup>に支払うべき年金については、その支払うべき年金を振り込むための金融機関等の口座がある場合で、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、年金支払事由発生日<sup>[4]</sup>に年金受取人から第1年金支払年度<sup>[3]</sup>に支払うべき年金の請求があったものとして取り扱います。ただし、本条(1)の通知が会社所定の期間内になされた場合は、この取扱いは行いません。
- (4) 年金等<sup>[2]</sup>は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (5) 本条(3)本文の場合、本条(4)中「年金等<sup>[2]</sup>は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日」とあるのは、「第1年金支払年度<sup>[3]</sup>に支払うべき年金は、第2条（年金の支払方法）(1)の年金の支払方法により、その1回分を年金支払事由発生日<sup>[4]</sup>の2か月ごとの応当日<sup>[5]</sup>」と読み替えます。
- (6) 会社が年金受取人に年金<sup>[6]</sup>を支払った場合で、被保険者の死亡の事実が生じていたときは、会社は、被保険者の死亡した日後に到来する年ごとの年金支払事由発生日<sup>[7]</sup>に対応する年金<sup>[6]</sup>を受け取った者に、民法その他の法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、被保険者の死亡

#### 備考（第21条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「年金等」とは、年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「第1年金支払年度」とは、年金支払事由発生日を含む年金支払年度をいいます。
- [4] 「年金支払事由発生日」とは、基本契約の契約日をいいます。
- [5] 年金支払事由発生日を含む月の2か月ごとの月にその応当日がない場合は、その月の末日とします。
- [6] 年金とともに支払われる金額を含みます。
- [7] 「年ごとの年金支払事由発生日」とは、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当日の末日としま

による返戻金が支払われることとなるときは、会社は、保険契約者に返戻金を支払います。

- (7) 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[8]</sup>を行います。<sup>[9]</sup>この場合には、本条(4)にかかわらず、年金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第5条(重大事由による契約の解除)(1)②ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の基本契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

- (8) 本条(7)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(4)(7)にかかわらず、年金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数(①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、年金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条(7)に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
  - ② 本条(7)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
  - ③ 本条(7)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (9) 本条(7)(8)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[10]</sup>は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等<sup>[2]</sup>の支払は行いません。
- (10) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

す。

- [8] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。  
 [9] 本条(3)本文の場合を除きます。  
 [10] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

## 第22条(消滅時効の援用)

年金等<sup>[1]</sup>の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

## 備考(第22条)

- [1] 「年金等」とは、年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

## 第15章 特則

### 第23条(一時払保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則)

- (1) 一時払保険料<sup>[1]</sup>を次の方法により払い込む場合、次の時を第3条(責任開始の時)の一時払保険料<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。

クレジットカード <sup>[2]</sup> により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード <sup>[3]</sup> により金融機関等の口座からの引落し等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード <sup>[3]</sup> を会社所定の端末機(以下「端末機」と

## 備考(第23条)

- [1] 「一時払保険料」には、一時払保険料相当額を含みます。  
 [2] 会社の指定したクレジットカードとします。  
 [3] 会社の指定したキャッシュカード等とします。  
 [4] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのク



いいます。)に読み取らせ、端末機にデビットカード<sup>[3]</sup>の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード<sup>[2]</sup>により一時払保険料<sup>[1]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、一時払保険料<sup>[1]</sup>の払込みはなかったものとします。
- ① 会社がクレジットカード発行会社から一時払保険料<sup>[1]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
  - ② クレジットカード発行会社がクレジットカード<sup>[2]</sup>の名義人<sup>[4]</sup>から一時払保険料<sup>[1]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた一時払保険料<sup>[1]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

レジットカードの使用が認められている人を含みます。

## 別表 必要書類

(1) 年金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

## ① 年金の支払

項目	提出する者	必要書類
年金の支払（第1条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 年金受取人の戸籍抄本 4 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券

## ② 返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
基本契約の解除または解約による返戻金の支払（第15条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡による返戻金の支払（第15条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

## ③ その他

項目	提出する者	必要書類
保険契約者等の代表者の指定または変更（第9条関係）	保険契約者または年金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約（第14条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者貸付（第16条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書または請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第18条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

(2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。